

同時廃止事件の申立てに当たってのお願い

横浜地方裁判所第3民事部破産同時廃止係

当係では、迅速な開始決定を目指しているところ、必要な書類の提出が欠けているために審査ができない事例や、追完までに長い期間を要して早期の開始決定ができない事例も散見されます。

このような状況を踏まえ、平成30年5月に神奈川県弁護士会の協力を得て、新書式の申立書を作成し、同弁護士会のホームページで公開させていただいております。

つきましては、今後の申立てに当たりましては、この新書式を御利用いただきますとともに、迅速な審査と開始のために次のような点についても御協力をお願いいたします。

- 1 介入通知から申立てまでに6か月を超えている場合には、その事情について御報告いただくとともに、その間の家計の余剰で財産が形成できなかった理由についても明らかにしてください。
- 2 介入通知後の賞与や保険の解約返戻金については、その用途を具体的に明らかにしてください。
- 3 申立て時に追完とされた書類については、必ず1週間以内に提出してください。
- 4 家計表の収支の合計は、必ず一致させるようにしていただくとともに、翌月繰越額と申立て時の財産目録に相当のかい離がある場合には、その事情も明らかにしてください。
- 5 債権者一覧表に記載されている各債権者について、借入終期や最終弁済日が介入通知後である場合には、その事情を明らかにしてください。
- 6 生活保護受給中の場合は、次の点について御協力ください。
 - (1) 受給証明書を添付してください。
 - (2) 受給期間中に借入れがあると、収入認定されて戻入を求められることがあります（生活保護法63条）ので、必ず保護課等との折衝状況を報告してください。
 - (3) 医療扶助を受けている場合で、家計表に医療費が計上されている場合には、その事情を説明してください。
- 7 次のような場合は原則として管財事件となる見込みですので、同時廃止手続を希望される場合にはその具体的理由を明らかにしてください。
 - (1) 現金が33万円を超える場合又はその他のいずれかの資産が20万円を超える場合
 - (2) 自営業者であり現在も営業継続中の場合
 - (3) 現に登記が閉鎖されていない法人の代表者

★ 次ページも御覧ください。

横浜地方裁判所第3民事部破産同時廃止係

迅速な審査と決定のためにも、次の点についても御協力をお願いします。

- 1 申立て前2年分の通帳の写しを提出していただいておりますが、次のような入出金については、各項目について報告書を提出してください。
 - (1) 家族欄に記載のある方以外について個人名の振込み（入出金を問いません。）がある場合は、その方との関係と振込みの事情。ただし、ネットオークション等による代金入金の場合には、それが多数回に及ぶ場合には対象商品等の入手方法（資金や時期を含む。）と現在の在庫状況
また、家族欄に記載のある方からの振込みを含め、介入通知前6か月よりも後に振込みがある場合には、その事情
さらに、本人名義での振込みがある場合には、それに対応する送金・出金が提出済みの他の通帳に記載があるかどうかをあらかじめ確認してください。これがない場合には、その事情を説明してください。
 - (2) 定期預金や積立貯金のページは、記載事項がなくても提出してください。
 - (3) 明らかに毎月の生活費の引き出しと思われるものを除き、短期間に合計して20万円以上の引き出しがされた場合の用途
 - (4) 過去に保険料の引落としがありながら、保険証券の提出又は解約に関する資料が提出されていない場合には、その事情
 - (5) 保険金が振り込まれている場合には、その原因と用途
- 2 何らかの債権がある場合には、その債権が回収不能であることを証明してください。特に未払いの養育費については、非免責債権であるために債務者について破産・免責があっただけでは証明になりませんので、申立て時点で回収不能であることを証明してください。
- 3 給与差押えがされている事案については、必ず介入通知後申立てまでの差押え額の総額を明らかにする資料を提出してください。
- 4 家計表の収支について、通帳の入出金と比較して明らかに収支項目が漏れている例が散見されます。家計表は支払不能や介入通知後の財産形成状況の重要な資料となりますので、必ず客観的資料と照らし合わせて正確なものを提出してください。
- 5 申立代理人受任前に他の代理人又は司法書士による介入通知がされ、その後に被通知債権者への支払停止が継続していた場合には、可能な限り最初の介入通知の年月日を報告してください。